

2 景観づくり推進事業費補助金

ファサード改修事業とは異なり、建物の一部等の小規模改修のみでも対象となります。

(1) 景観づくり推進事業(個人型) 最大20万円

事業概要

対象路線に面した建物(対象路線に面していない建物であって、対象路線から視認でき、かつ、十字路交差点中心から一定の範囲にある建物を含む。)の一部(対象路線から視認できる側面を含む。)等における景観に配慮した小規模改修。

ただし、「城下町、宿場町及び温泉町としての特色あるまち並みを形成」するため「十日町地区景観ガイドライン」を参考にしてください。

※市ホームページまたは裏面をご覧ください。

対象者

対象路線に面した建物の一部等の修繕又は模様替えを行う方(事業に要する費用が1事業あたり10万円以上の事業)で、下記の①～④を全て満たす方が対象です。

- ①申請年度の3月末日までに、事業完了届を提出できる方
- ②市民税等を滞納していない方
- ③改修箇所において国や市が実施する補助等を受けていない方
- ④申請年度においてこの補助金の交付を受けたことがない方

補助金の額

20万円又は対象事業費の100分の50以下のいずれか低い額。

小規模な景観づくりの例



周辺景観に合わない看板撤去や模様替え

アルミ製の建具を木製に更新



看板の更新

室外機が目隠し

その他 シャッターの塗り替え など

活用実績は、QRコードからご確認ください。



建物の外観改修型景観づくり支援

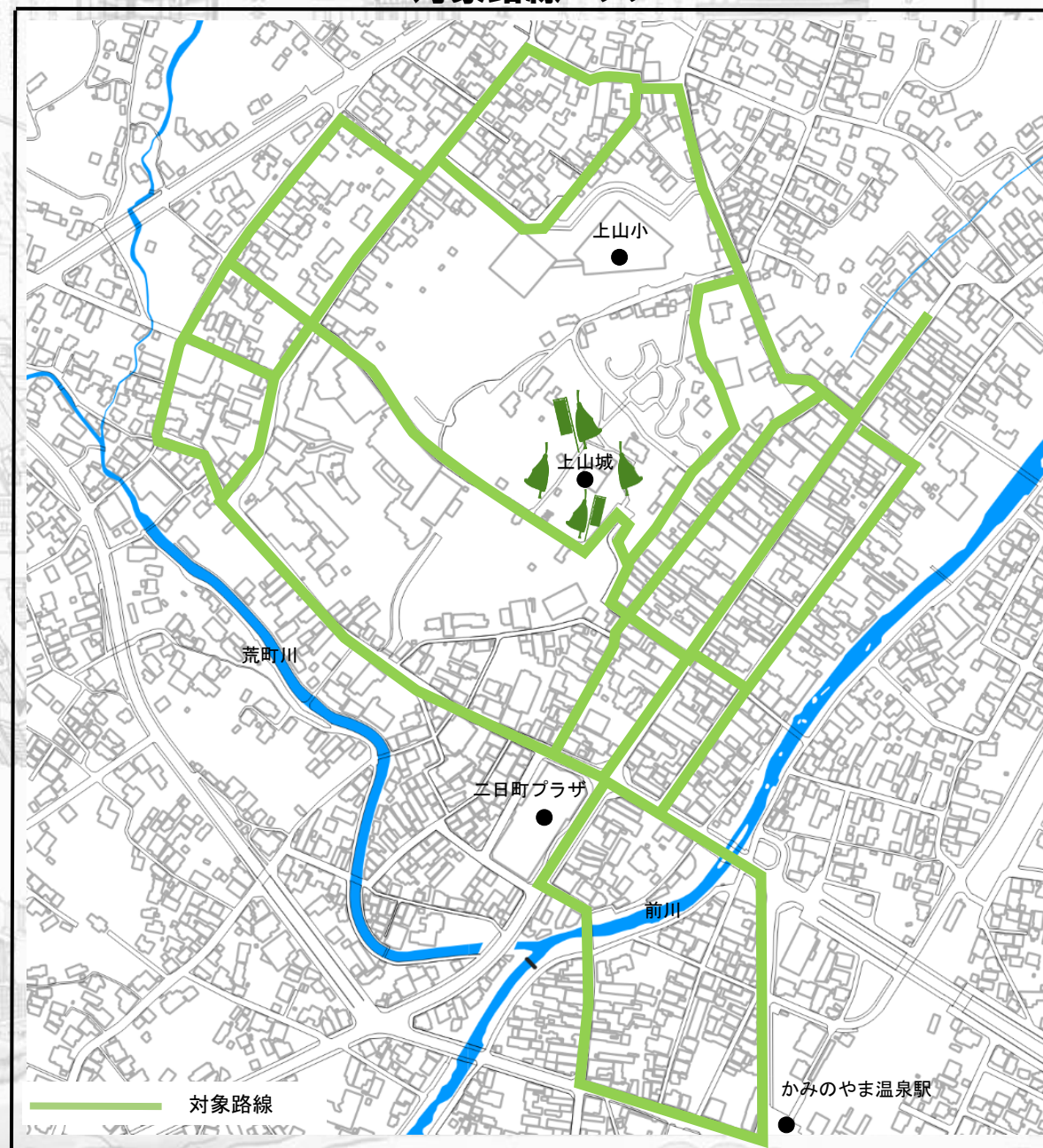
1 ファサード改修事業費補助金

建物の一部等の小規模改修型景観づくり支援

2 景観づくり推進事業費補助金

- (1) 景観づくり推進事業(個人型)
- (2) 景観づくり推進事業(団体型)

対象路線マップ



対象路線

かみのやま温泉駅

[担当] 上山市 建設課

エリアマネジメント推進室

※基盤地図情報(国土地理院)を加工して作成

TEL 023-672-1111 内線425

1 ファサード改修事業費補助金 最大150万円

上山市では城下町、宿場町及び温泉町としての特色あるまち並みを形成し、中心市街地の振興を図る為に建物のファサード（外観）改修を行う際に補助金を交付しています!!

対象者

対象路線に面した建物（対象路線に面していない建物であって、対象路線から視認でき、かつ、十字路交差点中心から一定の範囲にある建物を含む。）の増築、改築、修繕又は模様替え（以下「建築等」という。）を行う方（建築等に要する費用が1戸当たり50万円以上の事業）で、下記の①～④を全て満たす方が対象です。

- ①申請年度の3月末日までに、事業完了届を提出できる方
- ②市民税等を滞納していない方
- ③改修箇所において市、県及び国が実施する補助等を受けていない方
- ④申請年度においてこの補助金の交付を受けたことがない方

補助金申請の流れ

- ①事前相談（令和8年5月29日（金）まで）
※改修イメージ図などを持参した上、ご相談下さい。
- ②審査申込（仕上表、現況写真、立面図、見積書など）（令和8年6月下旬頃）
- ③ファサード改修審査会（令和8年7～8月頃）
↓審査が通れば…
- ④審査決定通知 ⑤交付申請 ⑥決定通知
- ⑦着手 ⑧完了届 ⑨確定通知 ⑩補助金請求

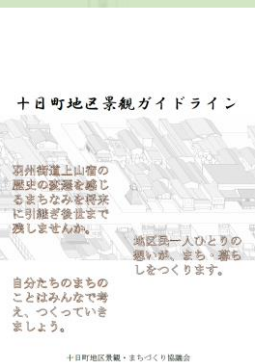
補助金の額

補助金の額	加算条件
80万円又は対象事業費の100分の50以下のいずれか低い額	対象路線に面する建物の外観を改修する建築等の面積（対象路線から視認できる側面を含む。）に応じて下記のとおり加算する。 (1) 100㎡以上の場合、20万円加算 (2) 120㎡以上の場合、40万円加算 (3) 150㎡以上の場合、70万円加算

十日町地区景観ガイドラインについて

上山市十日町地区は、町並みなどの景観形成及び、活力と魅力にあふれた誇れるまちを目的に、「十日町地区景観・まちづくり協議会」を組織し、景観づくりの指針となる「十日町地区景観ガイドライン」を作成しています。

景観づくり推進事業費補助金では、このガイドラインを参考にすることで、まちなかの景観形成の方向性を統一していきます。詳細は上山市ホームページをご覧ください。



上山市ホームページ
(景観形成について)

景観ガイドライン本編
(PDFダウンロード)

十日町地区景観ガイドライン

対象事業 A・Bいずれも満たすこと

審査項目	判定基準の説明	判定基準	条件
必須項目	方向性	<input type="checkbox"/> 保存 現存する町屋や蔵等の歴史的建築物を修繕し、将来にわたって保存する（伝統工法に基づく修繕の場合は、採点を行わないものとする）	A どちらか必ず選択 10点中8点以上
		<input type="checkbox"/> 再生 現存する建物を町屋、蔵、城、武家屋敷等の風情を再生させ、周辺景観と調和させる	
選択項目	看板等の撤去または変更	<input type="checkbox"/> 看板建築を外し町屋等歴史的建築物が見えるようにする	B 2つ以上の判定基準を満たし、かつ、その中から2つを選択 20点中16点以上
		<input type="checkbox"/> 景観にそぐわない屋外広告物を撤去または建物の外観と調和したものに変更する	
	町屋・蔵等の再現	<input type="checkbox"/> 漆喰（風）に仕上げる	
		<input type="checkbox"/> なまこ壁風に仕上げる	
景観に配慮した材料の使用	<input type="checkbox"/> 瓦葺きする	20点中16点以上	
	<input type="checkbox"/> 土扉をつける		
その他	<input type="checkbox"/> 格子をつける	20点中16点以上	
	<input type="checkbox"/> 底をつける		
その他	<input type="checkbox"/> 腰板を貼る	20点中16点以上	
	<input type="checkbox"/> 間接照明をつける		
その他	<input type="checkbox"/> 木材を使用する	20点中16点以上	
	<input type="checkbox"/> 木材ではないが木目調のものを使用する		
その他	<input type="checkbox"/> 建物の外観と調和した目隠しを設置する	20点中16点以上	
	<input type="checkbox"/> その他景観に配慮した意匠にする		

近年のファサード改修箇所一覧(令和3年度～7年度) ※敬称略

【矢来地区】



井上糸屋 (R4)



東家菓 (R4)



キセン (R7)



お好み焼き家ふうふう (R5)

【二日町地区】



八千代食堂 (R3)



天竜飯店 (R5)



三光ビル (R4)



店舗兼住宅 (R7)

【沢丁地区】

令和2年度以前の改修箇所は、右のQRコードからご確認ください。

